

津山市建設工事一般競争入札（事後審査型制限付き）公告共通事項

（平成28年4月1日適用）

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

入札参加者（特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）での入札参加を指定した工事にあつては、その共同企業体の全構成員）は、入札公告（以下「公告」という。）の日から開札日までの間（公告で特に定めた場合はその期間）、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2） 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示/津山市水道事業管理規程/第1号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）又は指名保留期間中でないこと。
- （3） 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条の規定による営業停止を受けていないこと。
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、それぞれの法に基づく裁判所からの更正又は再生手続開始の決定がなされていること。
- （5） 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- （6） 公告に明示した条件（入札参加形態、市内外業者区分、建設業の許可、対象要件、地域要件、施工実績、配置予定技術者等）に適していること。
- （7） 共同企業体においては、本市の指定様式による特定建設工事共同企業体協定書（以下「協定書」という。）が提出でき、公告で示す代表者、各構成員の出資比率で構成されるものとする。なお、各構成員は、同時に共同企業体での入札参加を指定した工事に係る共同企業体の構成員になることはできない。また、入札参加資格確認の有効期間は、落札者にあつては、当該確認の日から当該請負契約履行完了後12ヶ月を経過した日までの間とする。ただし、落札者以外の者にあつては、当該請負契約が締結された日までとする。
- （8） 公告日現在において岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用することができ、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得していること。

2 設計図書の交付等

津山市契約監理室（津山市本庁舎6F）での閲覧又は、電子入札システム等を利用した閲覧及び設計図書（電子データ）の取得とする。

- (1) 契約監理室での閲覧は執務時間中のみとする。
- (2) 契約監理室窓口での設計図書（電子データを含む）の配布は行わないため、公告で示した取得期間中（電子入札システム停止時間を除く）に、電子入札システム等を利用して、電子データ化した設計図書を取得（ダウンロード）すること。
- (3) 設計図書に関する質問は、公告で示す締切日時までに契約監理室が、指定する質問書にてFAX（持参及び電話不可）により受付け、回答は、津山市契約監理室ホームページに掲載する。ただし、質問がなかった場合は、ホームページ掲載等を行わない。

3 入札参加表明

入札に参加を希望する者は、公告で示す参加表明受付期間内に電子入札システムによる参加表明を行うこと。共同企業体での入札参加の場合にあつては、代表者が参加表明を行うものとする。参加表明を行わない者は、入札に参加できない。また、参加表明を行った者が、事情により入札を辞退するときは、必ず次のいずれかの方法により届出を行うこと。

- ① 参加表明受付期間内の場合は、電子入札システムによる参加表明の取りやめ。
- ② 参加表明受付締切後は、入札期間内に電子入札システムによる辞退の登録を行うこと。

4 入札方法及び入札時の注意事項

- (1) 公告で示す入札期間内に電子入札システムによる電子入札で行うこと。その他の方法による応札は認めない。
- (2) 単体企業又は共同企業体の代表者が入札を行うこととする。共同企業体の場合で代表者以外の構成員が行った場合は、当該共同企業体の入札は無効とする。また、入札に際して、電子入札システムの「入札金額登録」画面で入力する『JV名』は、協定書に記載される共同企業体の名称と同一であること。
- (3) 落札決定に当っては、入札された金額に消費税及び地方消費税の金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の金額を減算した金額をもって入札すること。
- (4) 上記の入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力するとともに、入札金額内訳書（様式15号）を添付すること。ただし、低入札調査価格制度の対象となる入札案件においては、入札金額内訳書（様式15号）に代えて、入札設計書に基づいた見積設計書（低入札調査価格制度の基本方針の調査項目が確認できる資料（代価表・見積等を含む。））を添付すること。提出した入札金額内訳書又は見積設計書は、入札金額の算出根拠となるため、取扱いには注意を払うこと。

5 総合評価落札方式における技術資料

- (1) 公告で示し提出された技術資料等の内容に応じ、評価項目及び評価基準に基づいて得点を与える、なお技術資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。
- (2) 技術資料提出にあつては、提出者名（共同企業体の場合においては、協定書に記載される名称）、工事名、技術資料（施工実績について、工種が複合している工事請負の場合は、調書内容を証明できる資料を必ず添付すること。）が在中している旨を記載した封筒に封入し提出すること。なお、公告で示す提出締切日時までに、津山市契約監理室に持参又は郵送で必着のこと。また、総合評価（特別簡易型）落札方式で行い、技術資料の提出を求める場合にあつては、提出締切日時までに、技術資料を提出していない場合は、入札の参加を認めない。
- (3) 技術資料で提出する配置技術者は、開札日時点において他の工事に従事していないこと。やむを得ず、従事中の工事がある場合には、その工事の竣工検査が終了していることとする。

6 開札及び入札執行上の注意事項

- (1) 開札は電子入札システムにより、公告で示す日時に、津山市水道局入札室にて行う。（やむを得ない事情により場所を変更する場合を除く。）
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 立会を希望する入札参加業者は、先着順とする。
- (4) 入札保証金は、津山市契約規則第11条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって（低入札価格調査制度（以下「低入札」という。）又は高落札率入札調査（以下「高落札」という。）の対象となった場合は調査を行い）有効な入札をした者を落札候補者とし、その者に対して入札参加資格の確認（事後審査）を行い、落札者を決定する。
- (2) 総合評価落札方式の場合においては、予定価格以下の価格をもって（低入札又は高落札の対象となった場合は調査を行い）有効な入札をした者を対象に総合評価を行い、総合評価値の最も高い者を落札候補者とし、その者に対して入札参加資格の確認（事後審査）を行い、落札者を決定する。
- (3) 総合評価値の算定方法は、技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点（100点）を与え、さらに公告で示す技術資料等の内容に応じ、加算点を与える。ただし、工事に関する低入札調査価格制度の取扱い要領（平成20年7月1日施行）に定める低入札調査価格を下回る入札価格で入札した者については、標準点を75点とする。総合評価は、標準点と公告による「入札の評価に関する基準」によって得られた加算

点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行い、得られた数値が最も高い入札者を落札者とする。

$$\text{総合評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

- (4) 落札候補者は、契約監理室から書類の提出を求められた日（通常、電子メールによる）の翌日（原則として開札日の翌日、閉庁日を除く）の午後5時15分までに公告で示す書類を提出すること。指定期限までに指定した書類の提出がない場合や、書類審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないと判明した場合は、当該落札候補者の入札は無効となり、次順位者が新たな落札候補者となるため、入札参加者は、公告に示す書類を前もって準備すること。
- (5) 提出書類は、電子入札システムを利用した電子データは不可とし、特段の指示がない場合、津山市契約監理室（岡山県津山市山北520番地）へ持参に限るものとする。

8 その他

- (1) 建設工事における一般競争入札は、津山市建設工事等入札ガイドライン及び津山市電子入札実施要領により行う。
- (2) 入札執行に関して、不正が行われたと認められるとき（その疑義が払拭できないときを含む。）は、入札の中止・取消し又は落札決定の保留・取消しの措置を行うものとし、その決定についての異議は認めない。
- (3) 予定価格1億5千万円以上の案件において、落札者との契約は、議会の同意議決を得るまでの間、仮契約となるため、契約手続きについては、落札者に別途指示する。
- (4) 同時に複数の入札案件が実施される場合であって、自社の配置可能（専任）技術者等の数を超える件数の案件に応札する場合は、開札日前日の執務時間中までに「落札可能届」を提出すること。また、総合評価落札方式の入札において、1人の技術者を複数の案件の配置予定技術者として技術資料を提出する場合にあつては、開札日前日の執務時間中までに配置予定技術者ごとの「落札可能届」を提出すること。なお、この場合において、各落札可能届の落札可能件数は「1件」となる。
- (5) 「明らかに入札参加資格がないにも関わらず入札を行った場合」及び「落札候補者が虚偽の入札参加資格確認申請を行った場合」は、入札の秩序を乱す行為として指名停止措置を行うことがあるので、参加資格要件は十分に確認すること。
- (6) 配置技術者の変更については、原則として認めないが、受注者からの申出により、真にやむを得ない場合（退職、長期療養、死亡等）については、変更を認めるものとする。ただし、総合評価落札方式により契約した案件について、契約後、上記の理由により技術者を変更する場合であっても、同等以上の技術者を配置できなければ、次回格付時に主観点を1契約案件ごとに5点減点とする。なお、共同企業体受注の場合は、構成員すべてを減点の対象とする。
- (7) 電子入札においては、参加業者名等は入札終了まで非公表とする。したがって、事前

に入札参加者等を知ろうとする行為は、入札の公正を妨げる行為と認め、指名停止等の対象となるので、厳に慎むこと。

- (8) 契約条項及び入札条件等については、公告及び津山市建設工事一般競争入札（事後審査型制限付き）公告共通事項によるほか津山市契約規則、津山市建設工事一般競争入札実施要綱、津山市建設工事共同請負制度事務処理要綱、津山市建設工事総合評価落札方式実施要領、津山市建設工事等入札ガイドラインその他関連する規定、要領による。

改正 平成30年12月1日

改正 平成31年 4月1日

改正 令和 2年 4月1日

改正 令和 3年 4月1日

《問い合わせ先》

津山市契約監理室

電 話：0868-32-2019

FAX：0868-32-2150